

「中古園芸用ハウス継承推進事業」

趣 旨

施設園芸用ハウスの整備費の高騰により、就農や規模拡大時の投資額を軽減できる中古園芸用ハウスへのニーズが高まっている。一方、ハウスの出し手と、新たな担い手の離農及び就農・規模拡大などのタイミングが合わず、ハウスのマッチングは十分に進んでいない。

このため、新たな担い手へのハウスの継承に取り組む地域に対し、ハウスの情報収集・共有、活用や、流動化に要する一時管理・保管へ支援することにより、地域におけるハウスの継承を促進する。

事業実施主体

市町、農業協同組合、生産部会（生産部会支部含む）、
任意協議会（市町、農業協同組合、生産部会で組織するもの）

対象となる 取組と経費

ハウスの新たな担い手が設備投資を軽減して、園芸農業を实践できるよう、事業実施主体が取り組む、ハウス継承推進にかかる次の取組（対象経費）

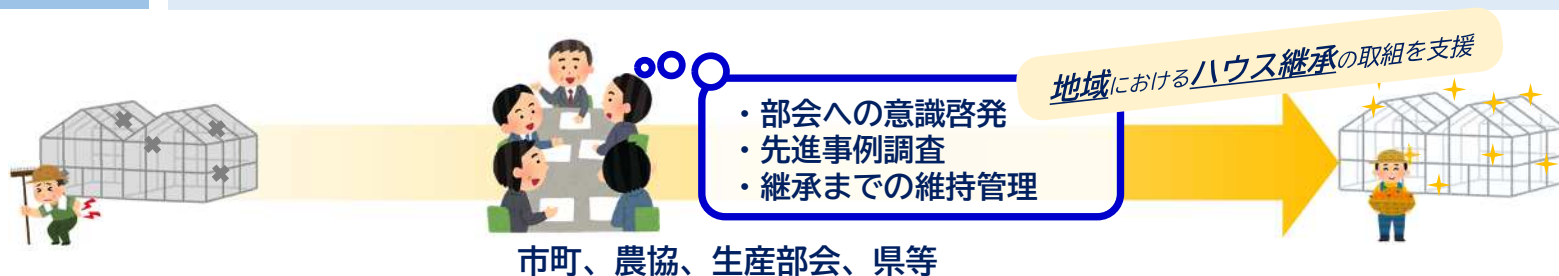
- ① 中古ハウスの情報収集、共有、活用にかかる推進活動
（謝金/旅費/会議費/資料印刷費/委託費/使用料・賃借料/その他経費）
- ② 中古ハウスの一時的な管理・保管
（謝金/資材費/燃料費/委託費/使用料・賃借料/その他経費）

主な要件

- ①の推進活動を必須の取組とする
- ②に取り組む場合、ハウスの出し手と新たな担い手（受け手）が確定していること

補助率等

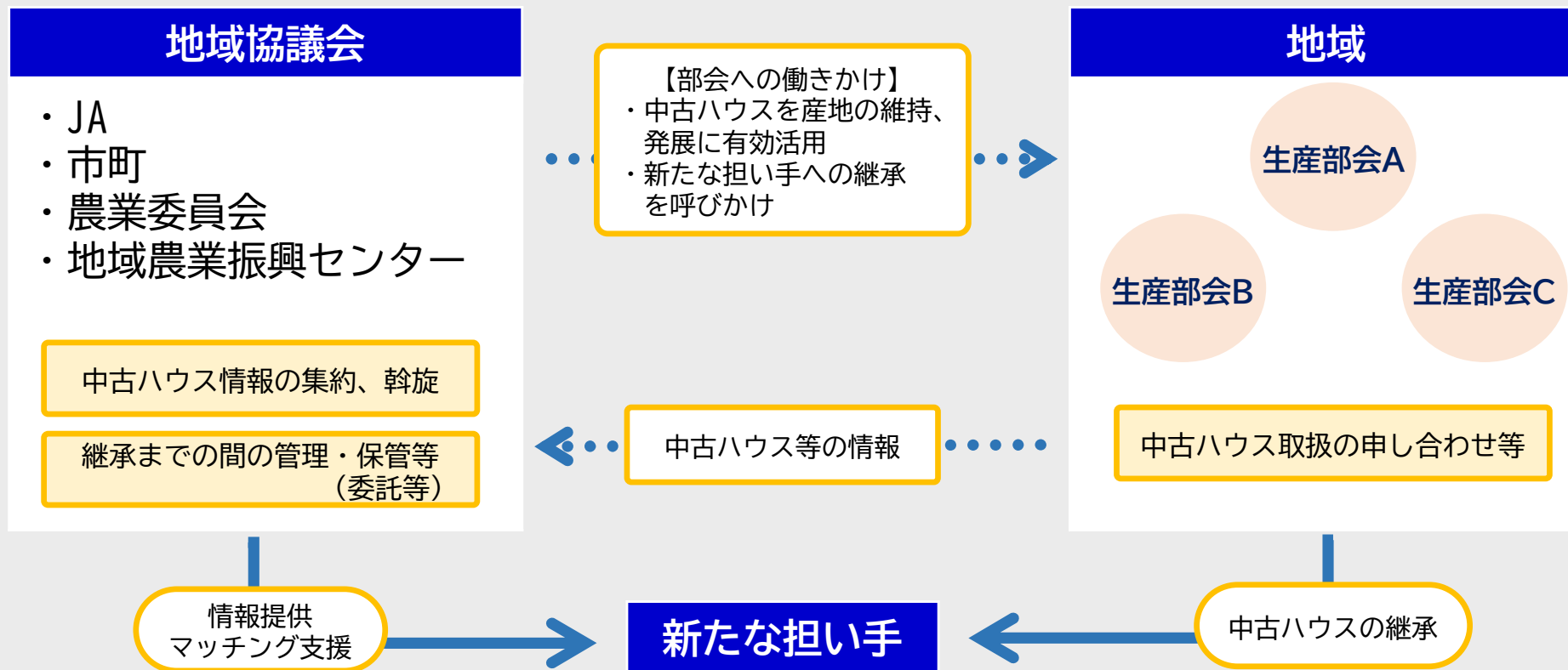
定額 ※ただし、1事業実施主体あたりの補助上限額は①及び②合わせて30万円とする。



中古ハウス継承体制の構築

地域において、ハウスの出し手と受け手の情報を地域で一元的に把握し、マッチングを行う体制整備を推進し、中古ハウスの有効活用による施設整備費の低減を図る。

○取組体制イメージ



- ▶ 協議会等から地域の生産部会へ、中古ハウスの継承について働きかける
- ▶ 部会からの情報を集約し、協議会と地域で連携して、新たな担い手へ情報を提供